

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 日米琉諮問委員会
(代表会合第43回～58回) (3)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43735

才五六回

北米課長

秘
まで

第73号

昭和43年10月1日

外務大臣代理

椎名悦三郎 殿

日米琉諮問委員会日本国政府代表

高瀬 侍 郎

勸告文等の送付について

往電第117号をもつて御報告申し上げた労働関係3勸告文、厚生関係3勸告文および琉球政府代表提出の勸告案文等を和英各2部下記のとおり別添送付する。

記

別送(1)

- 1 勸告第16号： 軍関係離職者対策について
- 2 勸告第17号： 身体障害者の雇用対策について
- 3 勸告第18号： 職業訓練の充実について
- 4 勸告第19号： 医療保険の住民皆保険化と本土並み給付の実現について
- 5 勸告第20号： 生活保護制度の改善について
- 6 勸告第21号： 住民皆年金体制の確立について

日 本 政 府

別送(2)

プレス・リリース

別送(3)

勸告案文： 日本農林規格制度の採用について

付属添付

本信写送付先 総理府総務長官

日 本 政 府

別送(2)

琉球列島高等弁務官に対する諮問委員会
沖 縄 那 覇

プレス・リリース

1968年9月30日

琉球列島高等弁務官に対する諮問委員会は、本日、下記の三項目について高等弁務官に対して勧告した。

- 1 軍関係離職者対策について(勧告第16号)
- 2 身体障害者の雇用対策について(勧告17号)
- 3 職業訓練の充実について(勧告18号)

それぞれの勧告は次のとおりである。

軍関係離職者対策について

日本々土においては、軍関係人員整理による離職者に対しては、駐留軍関係離職者等臨時措置法に基き必要な職業訓練、職業紹介や各種給付金の支給等の措置を講じ、再就業の促進と生活の安定に処しているが、沖縄においては、このような軍関係離職者に対する措置は実施されていない。

諮問委員会は、上述のような状況にかんがみ、次のとおり合意した。

- (1) 琉球政府は、沖縄における軍関係の離職者に対し、本土の駐留軍関係離職者等臨時措置法に準じた立法を行ない、もつて、再就業の促進と生活の安定に資する必要があること。
- (2) 上記の琉球政府の措置の実施については、日米両国政府の協力を得て行なうのが適切であること。

身体障害者の雇用対策について

日本々土においては、身体障害者について、身体障害者雇用促進法等に基き、政府、地方公共団体および民間企業に対する身体障害者の雇用率の設定や身体障害者に対する職場適応訓練、職業紹介の実施、給付金の支給等、適職就業による生活の安定をはかるための積極的な措置が講じられているが、沖縄においては、未だ身体障害者の雇用促進のための格別の制度はなく、また、そのための行政組織機構も未整備の状況にある。

諮問委員会は、上述のような沖縄における身体障害者雇用の状況にかんがみ、本土と沖縄の身体障害者福祉の一体化を推進する見地から、琉球政府において、日本国政府の協力を得て、すみやかに本土の身体障害者雇用促進法に準じた立法を行ない、かつ必要な行政組織の整備をはかり、身体障害者雇用の促進とその生活の安定向上をすすめる必要があることについて合意した。

職業訓練の充実について

沖縄における職業訓練行政については、最近ようやく、本土とほぼ同内容の職業訓練法の制定をみたところであるが、その行政の実情には、なお改善充実をはかるべき点も多く、今後ますます重要となる雇用対策の基礎をかためるため、その整備が急がねばならない状況にある。

諮問委員会は、このような沖縄の職業訓練行政について、本土との格差

を是正し、その一体化を推進する見地から、次のとおり合意した。

- (1) 職業訓練を実施していく基盤たる職業訓練所や指導員、カリキュラムなど未だ不十分な状況にあることにかんがみ、琉球政府において、日本政府の協力を得て、早急に職業訓練行政の整備をすすめる必要があること。
- (2) 特に、今後の経済ないし雇用事情を考慮した場合、職業訓練制度の中心的機関として、専門的な技術に関する職業訓練を行なうとともに職業訓練指導員の訓練や企業内で行なわれる職業訓練に対する援助を行なう総合職業訓練所を設置する必要があること。

高等弁務官はこれらの勧告に同意した。

ADVISORY COMMITTEE TO THE HIGH COMMISSIONER OF THE RYUKYU ISLANDS
Naha, Okinawa

30 September 1968

FRESS RELEASE

The Advisory Committee to the High Commissioner of the Ryukyu Islands made three recommendations today to the HICOM on the following items:

1. Countermeasures for Separated Military Employees (Recommendation No 16)
2. Countermeasures for Employment of Physically Handicapped Workers (Recommendation No 17)
3. Strengthening Vocational Training (Recommendation No 18)

Countermeasures for Separated Military Employees

In Japan proper, measures to promote re-employment and to stabilize the living of separated military workers are taken by providing necessary vocational training, employment exchange services, and payment of various allowances, etc., based on the Law Concerning Provisional Measures for Separated Military Employees of the U S Armed Forces in Japan, whereas in Okinawa no such measures for separated military employees have been taken.

Therefore, the AdCom reached agreement as follows:

a. It is necessary for the GRI to establish a law, based on the Law Concerning Provisional Measures for Separated Military Employees of the U S Armed Forces in Japan, for the benefit of separated military employees in Okinawa with a view to the promotion of re-employment and stabilization of the livelihood of such workers.

b. It is appropriate for the GRI to implement the above measures with the cooperation of both GOJ and USG.

30 September 1968

Countermeasures for Employment of Physically Handicapped Workers

In Japan proper, in order to stabilize the livelihood of physically handicapped workers by obtaining proper employment, positive measures based on the Law Concerning the Promotion of Employment of Physically Handicapped Workers, etc., are taken by setting a physically handicapped workers' employment rate for central and local governments and private enterprises, providing in-service training for the physically handicapped, enforcing employment exchange services and providing allowances. However, in Okinawa no special system to promote the employment of the physically handicapped is established yet, and accordingly the administrative set-up is not yet consolidated.

From the viewpoint of promoting the identification of the welfare of the physically handicapped between Okinawa and Japan proper and in view of the above-mentioned situation concerning the employment of physically handicapped workers, the AdCom reached agreement that it is necessary for the GRI, with cooperation from the GOJ, to promptly enact a law based on the Law Concerning the Promotion of Employment of Physically Handicapped Workers in Japan proper, and that it is also necessary to promote the employment of the physically handicapped, and to elevate and stabilize their livelihood by consolidating the necessary administrative set-up.

Strengthening Vocational Training

Concerning the administration of vocational training in Okinawa, the Vocational Training Act, similar in substance to that of Japan proper, was finally enacted recently. However, in reality there are still many aspects

30 September 1968

which need improvement and strengthening, and the circumstances demand the consolidation of the administrative system in order to strengthen the foundation of employment countermeasures which will increase in importance in the future.

From the viewpoint of promoting the identification of vocational training administration by eliminating the differences between Japan proper and Okinawa, the AdCom reached agreement as follows:

a. In view of the present inadequate situation with respect to vocational training institutions, instructors, and curricula, which are basic factors for vocational training, it is necessary for the GRI, with cooperation from the GOJ, to immediately take measures to strengthen and consolidate the administration of vocational training,

b. Especially considering the future economic and employment situations, it is necessary to establish a consolidated vocational training institution, as the central agency for the vocational training system, which will provide for professional skills, train instructors, and render assistance to in-service training conducted at private enterprises.

The HICOM concurred in these recommendations.

別添² 秋^{まで}

琉球列島高等弁務官に対する諮問委員会

沖縄 那覇

1968年9月³⁰27日

首題 日本農林規格制度の採用について

1. 日本政府は昭和25年農林物資規格法に基づき日本農林規格制度を制定し、これを普及させることにより農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化及び消費の合理化を図っている。
2. 沖縄においては農林物資の規格標準化を図る法律がなく特定の企業が自主的に日本農林規格を基準にして社内規格を作成し標準化を進めている。
3. 沖縄においても日本農林規格制度の採用によって品質の改善、生産の合理化が図られ、対外貿易ならびに対内取引が促進されることが期待できるので、その採用を推進するとともに農林規格思想の普及を図る必要がある。
4. 上記のことから諮問委員会は日本農林規格制度の導入につき、先に勧告された工業標準化制度の導入手続き同様、日本政府より琉球政府に対する日本農林規格表の送付、農林物資標準化のための工場ごとの日琉

専門家による実情調査、琉球政府における標準化担当官の設置等を実施に移す必要があることを認める。

5. よって諮問委員会は高等弁務官が本件の実現につき適切な措置をとるよう勧告する。

秘 まで 別送 (3)

ADVISORY COMMITTEE TO THE HIGH COMMISSIONER OF THE RYUKYU ISLANDS
Naha, Okinawa

30 September 1968

MEMORANDUM FOR: THE HIGH COMMISSIONER OF THE RYUKYU ISLANDS

SUBJECT: Adoption of the Japan Agricultural Standards (JAS) System

Recommendation No.

1. The Government of Japan established the Japan Agricultural Standards (JAS) system based on the Law Concerning the Standards of Agricultural Commodities (NORIN BUSSHI KIKAKU HO) enacted in 1950. The establishment of this system has helped, by promoting the idea of the JAS system among Japanese people, to improve the quality of agricultural commodities, rationalize production practices by standardization, simplify fair transactions, and to afford convenience to consumers.
2. In Okinawa there are no appropriate laws or regulations to promote agricultural standardization except a few specific enterprises which apply for their own standards based on the JAS system.
3. The adoption of the JAS system in Okinawa will also help to improve the quality of agricultural commodities and to rationalize production practices, and it is expected to expand foreign trade and internal transactions. It is therefore necessary to promote the adoption of the JAS system as well as to promote the idea of the system among Okinawan people.
4. From the viewpoint of the above, the AdCom recognizes the need of adoption of the JAS system and the implementation of measures including the sending of the Japan Agricultural Standards List by GOJ to GRI, a fact-finding survey by Japanese and Okinawan experts on every factory for the purpose of applying agricultural standardization and appointment of the GRI officials in charge of standardization, in the same manner as the implementation of the previously recommended JIS system.
5. Therefore, the AdCom recommends that the High Commissioner take appropriate measures for the realization of these matters.

勸告第16~21号は アメリカ局長
「勸告文」の方に7月14日参事官

秘 まで

北米課長

諸国委勸告文の送付について

43.10.2

米北

日米琉諸国委より、(1)勸告第16号~21号、
(2)プレス・リリース、(3)日本農林規格制度の採用に
ついての勸告(各々別添)を送付致したの
参考まで。

尚、勸告第16号~18号は既に勸告され

勸告第19号~21号は、本案通り勸告方

訓令済み。(10月4日勸告の予定)

「日本農林規格制度の採用について」の勸告は
現在関係官庁で検討中。

(文書処理上の記事)

決裁

要する

文書番号	総務部第29号	淨	符
受付	昭和 年 月 日	校	訂
起案	昭和43年10月5日	送	
決裁(供覧)	昭和 年 月 日	送	
施行	昭和 年 月 日		

局長

[Signature]

参事官

[Signature]

総務課長

[Signature]

事務官

[Signature]

企画調査係長

[Signature]

援助業務課長

[Signature]

事務官

[Signature]

調査官

[Signature]

起案者
厚生・労働係長 *[Signature]*

(18) 日米琉諮問委員会に係る勧告案
に付して(回答)

標記に付して 日米琉諮問委員会日本政府

代表から 別添(1)のとおり 講訓が あった

厚生省及び文部省の意見を求めた

総 理 府

と3 別添(2)のとおり回答があったので

これを検討した結果、御告案と別添(3)
修正案の
のとおり修正して採択する日米琉諮

問委員会日本政府代表に対し 下案に付して

訓令するに付して いたしたい。

案)

昭和 年 月 日

日米琉諮問委員会日本政府代表より

総務長官

年 名

昭和43年9月24日付 貴信第72号を以て

下
講訓のありし標記勧告案に付しては、関係

各府との協議の結果に付して、別添(1)

外アノ原案
(勸告案中字訂正のとおり)

草案のとおり修正を附したる之 採択に差し
支えない。

記

医療サービス体制の整備について

児童福祉施策の充実強化について

児童福祉対策の充実強化について

趣 意	修 正 案
<p>2 a (5) 保育所増設の需要に応じた保育の充実を図る 2 a (4) 日本国政府の協力を得て 2 a (3)</p>	<p>2 a (7) 保育所増設に伴う保育の需要の高まりに保育の充実を図る 2 a (6) 一 削除 2 a (5) 2 a (4) と 17 次を加える。 心身障害児対策は、施設と整備拡充、在宅心身障害児対策の推進等、その充実強化をはかること。</p>
<p>2 a (2) 2 a (1)</p>	<p>2 a (3) 2 a (2) 2 a (1) と 12 次を加える。 専門家に母子保健の実情の調査を行ってこれに基づき、実情に即した母子保健の向上のための具体的な方策を確立すること。</p>

勧告案

3 よつて 諮問委員会は
高等弁務官が適切な措置をとることを報告
す。

修正案

3 よつて 諮問委員会は、高等弁務官が本件の
実現につき適切な措置をとることに、本件
実現に際し、日米両国政府に提供される
協力について便宜をはかることを勧告する。

医療サービス体制の整備について

勸告案	修正案
2.2(1)のイ 琉球政府負担で本土に留学しての医学生ハ---	2.2(1)のイ 本土で勉強中の沖縄医学生ハ---
2.2(1)のウ 琉球大学との提携を密に、本土医師の計画的派遣及び その事後研修のため、本土への帰国を円滑に実施する事を 講ずること。	2.2(1)のウ及びイを7.1.1次に移す。 本土の医学関係大学等の協力を得て、本土医師の 派遣を円滑に実施する方を講ずること。また、琉球 西政府は、医師中での両政府間の人事交流の途が 開かれることに伴い、沖縄地域における医師の処 遇、計画的配属等の運営方法について再検討を 加えること。
2.2(1)のエ 日琉両政府は、現在、日本国政府が技術的援助を行 っている無医地区及び政府立医療機関に対する医師派 遣制度を両政府間の人事交流の途が開かれることに伴い 医師の処遇、計画的配属等の運営方法について再検 討を加えること。	→ 2.2(3)のウ 離島の多く、交通不便な地域の住民については、(保健 管理記録を政府立親元病院に整備し、療養にか かった際、医師の診療が行われるまでの間、適切な 応急措置ができるよう記録及び通信体制の確立 について検討すること。
→ 2.2(3)のウ 離島の多く、交通不便な地域の住民については、(保健 管理記録を政府立親元病院に整備し、療養にか かった際、医師の診療が行われるまでの間、適切な 応急措置ができるよう記録及び通信体制の確立 について検討すること。	→ 2.2(3)のウ 離島の多く、交通不便な地域の住民については、 患者に対する適切な措置ができるよう体制の確立に つき検討すること。 (搬送) (通信記録体制)
2.2(3)のフ 現在沖縄には48の無医地区があるが、これらに医療機 関を---	2.2(3)のフ 沖縄における無医地区は、(医療機関を)---

米側提案 (43.10.7 村田幹事長電話
通話。一 詳細あり)

2. 諮問委員会中、上記の8行の案内

かんがみ、出来たばかりの学生、身体障害

者から生産活動に参加出来た社会人
社会復帰活動

と12 復旧計画に必要と見られる身体

障害者に対する社会福祉施策、共通の

目標について、身体障害者福祉関係者が

互に認識を深めると必要であること、

また、1、5、7、10、12の各部分における施

策の相互連携のため調整を適切に

進めると必要であることと認識した。

その2 琉球政府と日本政府の協力

を得るため、互に措置をとる必要が

あることについて意見の一致をみた。

GB-3

外務省

333
北米課長

琉政代表提案、了働告案について

43.10.12
米北

琉政提案、下記勧告案の検討事情次の
とおり、1つ参考まで。

記

1. 国土基本図の整備

2. 産業立地調査の実施

上記2勧告案については、内容的に問題
なく、早急に進めたい、標榜可能な趣旨、目下

関係省において具体的作業を行っていること。

3. 琉球少年院の特別科とあひら医療科生、
本土少年院施設への移送

本勧告案に述べたこと、琉球少年院

GA-6

外務省

5662

施設の内容等は必ずしも実情に適合
 せざる言はれ、本工少年院へ移送後、医
 療等、措置に当り、予算も関係、125000
 円等の結論は出（難い趣である）。

GA-6

外務省

1/14日付
 2200-(244頁付)
 第8878号

3 アメリカ局長
 2 参事官
 北米課長

法規課長
 附属生等

総特第3786号
 昭和43年10月3日

外務省アメリカ局長 殿

総理府特別地域連絡局長

沖縄所在の国庫有地の問題について
 昭和43年6月8日付NA-43-179号で日米琉諮問委
 員会日本政府代表から照会のおつた標記について、別添1によ
 り大蔵省の見解を質したところ、別添2のとおり回答があつた
 ので、とりあえず回報する。

なお、本問題は後日更めて貴省及び大蔵省その他関係省と協
 議し、今後における具体的処理方針をとりまとめたうえで、日
 米琉諮問委員会日本政府代表あて通報することとした。

43.10.3

要処理
 首席事務官
 渉外調停
 漁業
 航空
 科学協力
 連絡調整
 調査
 カナダ
 関係

条約を以て
 理財上の見地より
 主行する

総理府

5686

別添2

総特第2174号

昭和43年6月17日

大蔵省国有財産局長 殿

総理府特別地域連絡局長

沖縄所在の国県有地の問題について

標記に関し、諮問委員会日本政府代表から、下記諸点につき日本政府の基本的見解を求めてきたが、早い機会に我が方の見解を示す必要があるので、できるだけ速やかに貴省の見解をご回報願いたい。

なお、本問題は既に久しい間の懸案であることは御承知のことと思料するが(昭38.8.30付蔵管第2023号、昭41.1.11付蔵国有第62号による貴省文書を御参照願います)、先般来^の諮問委員会で検討されてきているところ、去る6月7日会合において米国政府代表より別紙のとおり提言のあつたものである。

総 理 府

記

- 1 国県有地の琉球政府への管理移管に関する日本政府の一般の見解如何。
- 2 日本政府は今時点において琉球政府もしくはそれ以外の第三者に対し所有権の移転を伴う処分を行なうことに対し同意できるかどうか。
- 3 施政権返還交渉の際、米国政府が既に行なつた国有財産の処分につき日本政府はクレームをつけないという保証が得られるかどうか。

総 理 府

別添2

大 蔵 省

蔵理第2052号ニ

昭和43年9月18日

総理府特別地域連絡局長 殿

大蔵省理財局長 青山



沖縄所在の国県有地の問題について

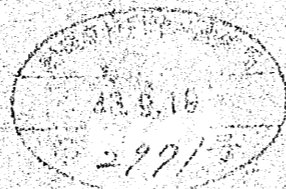
昭和43年6月17日付総特第2174号をもつて照会のあつた標記のことについては、照会事項のうち国有財産に関する当省の見解を下記のとおり回答する。

記

1 照会事項1について

米国民政府が日本国との平和条約（昭和27年条約第5号）第3条により米国民政府（米国民政府）の権限として認められた日本国有地に対する管理権限を琉球政府に委任することについては、異存がない。

この場合、当該土地の所有権が日本国に帰属する以上、当該管理の概念に所有権を移転又は消滅させる行為が含まれないことは当然である。



大 蔵 省

2 照会事項2について

所有権の移転に関しては、1において述べたように、これを米国民政府（米国民政府）に認めるわけにはいかない。しかしながら、各個別事案につき、所有権の移転が必要と認められる場合には、これに対して同意を与える用意はある。この場合、当該所有権の移転に係る対価は、日本国に帰属するものとする。

なお、施政権返還時における調整を可能にするため、総合的都市計画、区画整理等により必要とされる場合の外は、所有権を移転又は消滅させる行為以外の方法で事案を解決することとされたい。

この場合においても、貸付期間等の条件については、日本国の国有財産法（昭和23年6月30日法律第73号）の規定を尊重されたい。

3 照会事項3について

日本国政府の同意なしに行なわれた国有財産の所有権を移転又は消滅させる行為については、クレームをつける権利を留保する。